

令和8年度救急資器材管理供給委託業務仕様書

この仕様書は、浜松市（以下「発注者」という。）が委託する令和8年度救急資器材管理供給委託業務に関する業務内容、その他必要事項を明示したものであり、受注者は、本業務にあたって、これを忠実に履行しなければならない。

1 業務名

令和8年度救急資器材管理供給委託業務

2 業務履行期間

令和8年5月1日 ～ 令和9年3月31日

3 履行場所

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 中消防署 | 浜松市中央区下池川町19番1号 |
| (2) 東消防署 | 浜松市中央区篠ヶ瀬町1374番地 |
| (3) 西消防署 | 浜松市中央区馬郡町4074番地の1 |
| (4) 南消防署 | 浜松市中央区森田町98番地 |
| (5) 北消防署 | 浜松市浜名区細江町三和2173番地の7 |
| (6) 浜北消防署 | 浜松市浜名区西美蘭58番地 |
| (7) 天竜消防署 | 浜松市天竜区二俣町二俣481番地 |

4 委託業務内容

発注者において使用する救急活動資器材（以下「救急資器材」という。）を一元運営管理する（供給・搬送等を含む）方式「SPD (Supply Processing and Distribution)」により、業務の効率化及び救急資器材の安定供給を図ることを目的とし、次に掲げる業務を委託する。

(1) 救急資器材の管理業務について

発注者が使用する救急資器材について、定数管理、在庫・消費管理、臨時請求を含む受注発注管理などを適切に行い、円滑な救急業務に従事できるよう管理業務を遂行すること。

- ア 救急資器材の管理在庫の維持に努めるため、救急資器材の供給データを管理し、発注者と協議の上、定期的に基本数量の見直しを実施すること。
- イ 使用期限の定められている救急資器材については、使用期限の把握及び管理を適切に行い、発注者の行う救急業務の安全性を確保すること。
- ウ 救急資器材の消費管理を行い、支出の抑制のための提案を行うこと。
- エ 救急資器材のうち、管理方法が指定されている場合、発注者、受注者相互で協議を行い決定すること。
- オ 救急資器材について、新製品に関する情報の収集および提供を行い、同等品以上の救急資器材の提案を随時行うこと。

(2) 救急資器材の供給・搬送等

前4(1)に付随する業務として、救急資器材の供給・搬送等の業務を行い、救急業務に支障をきたさないよう業務を行うこと。

また、救急資器材の使用を確認した場合は、受注者は事実確認後、概ね2週間以内に確認した救急資器材の供給すること。やむを得ない事情等（大規模災害、感染症の大流行等）により供給が遅延する場合、受注者は速やかに発注者に報告するとともに、新たな供給日程を示すこと。

ア 基本数量管理

各救急資器材に資器材カード又はシール（以下「資器材カード等」という。）を配置し、履行場所ごとに基本数量を管理するとともに使用量を把握できるようにすること。

救急資器材の供給及び資器材カード等の回収は、履行場所ごとに緊急に資器材の供給が必要になった場合を除き、原則月2回以上実施すること。救急資器材の供給及び資器材カード等の回収回数を変更する場合、発注者、受注者相互で協議を行うこと。

履行場所への巡回予定表を、対象月の前月25日までに、発注者及び履行場所へ提出し、巡回前に履行場所と調整を行うこと。

イ 搬送等

受注者は、救急資器材を納品する際、指定された位置に駐車すること。また、救急資器材の納品は、原則として月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの間に行い、履行場所へ事前に連絡すること。ただし、緊急に救急資器材の供給が必要となった場合、受注者は、発注者及び履行場所と調整の上、納品を行うこと。

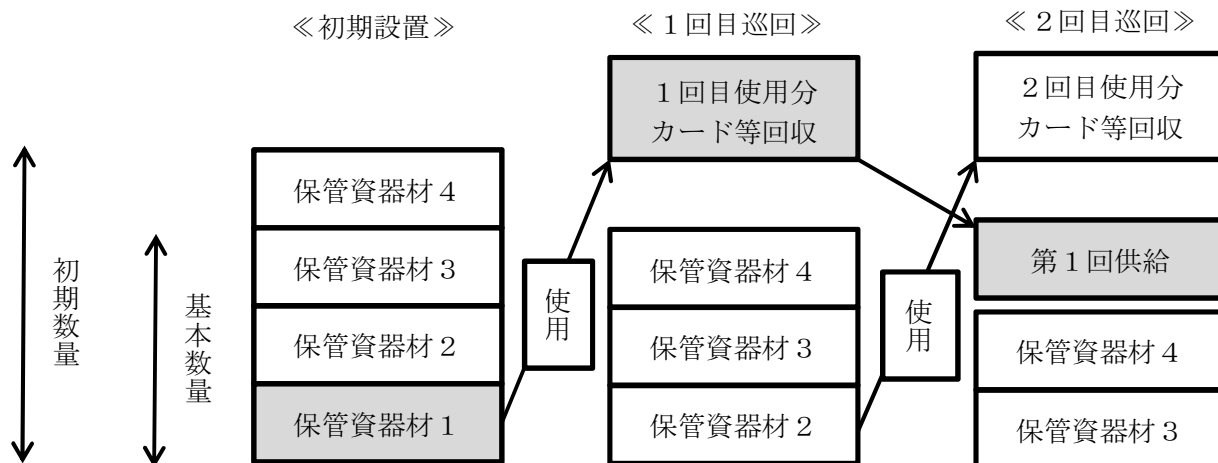
ウ その他

(ア) 受注者は、大規模災害や感染症の大流行等が発生し、救急資器材の需要が急激に増えることが予測される場合や救急資器材の大幅な価格変動が予測される場合は、速やかに発注者、受注者相互で協議を行うこと。一時的に基本数量以上の救急資器材を確保することが必要と判断した場合は、供給できる体制を整えること。また、この供給については、履行場所に関わらず、発注者の指定場所に納品できるものとする。

(イ) 関係法令（救急救命士法等）の改正により、救急資器材の変更が必要となった場合は、発注者と受注者相互で協議を行うこと。

5 救急資器材の配置の方法等

- (1) 救急資器材は、発注者で準備した棚（以下、「SPD棚」という。）に配置すること。
- (2) 救急資器材は、先入先出可能な状態で配置棚に収納し使用期限切れの発生を防ぐとともに、このことによっても使用期限切れが発生する恐れがある場合は、使用頻度が高い履行場所に配置転換する等、使用期限資器材が発生しないように努めること。
- (3) 基本数量を超えた救急資器材を保管する場合は、原則としてSPD棚に配置することとするが、収容不可能の場合は、特異事象（大規模災害、感染症の大流行等）発生時を除き、受注者が適切に管理保管すること。
- (4) SPD棚には、仕様に不備等がなく、未使用状態もので、原則として使用期限が10か月以上の救急資器材を配置すること。また、SPD棚に配置した時点で発注者が購入したものとする。
- (5) 発注者が単位あたり数量を設定している資器材については、設定数量ごとに袋詰めまたは梱包した状態で納品すること。
- (6) SPD棚に配置した救急資器材で、後日不備やリコール等が発覚した場合、受注者は、早期に回収するとともに同等品以上の救急資器材と交換すること。
- (7) SPD棚における救急資器材の流れは次のとおりとする。



6 使用及び配置した救急資器材の報告について

使用及び配置した救急資器材については、翌月中に発注者へ履行場所ごと報告すること。その報告方法、様式等については契約締結後に発注者、受注者相互で協議の上で決定すること。

7 救急資器材の仕様等

救急資器材の仕様は別紙「単価一覧表」のとおり。

8 履行確認

- (1) 受注者は、回収した資器材カード等から履行場所の使用状況を把握し、次回配送日に前回使用した分の資器材を供給すること。その際、履行場所職員の立ち合いにより検査を受けること。その際、受注者は速やかに発注者に報告するとともに、供給日程を示すこと。
- (2) 検査の際、上記供給分の納品明細納品書を履行場所ごとに提出すること。

9 経費の請求

- (1) 本契約にかかる支払いは、毎月の使用（納品）実績に対する月払いとし、発注者にて検査検収後に支払うものとする。また、消費税の税率が変更されて場合、変更された月の使用（納品）実績分から適用とする。
- (2) 受注者は、毎月全履行場所における納品が完了した後、項目ごとの数量を集計した納品明細書、業務完了報告書及び請求書を発注者に提出すること。

10 業務実施上の注意事項

受注者は次の事項を遵守すること。

- (1) 当該業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 業務上知りえた秘密を他に漏らさないこと。
- (3) 救急資器材の仕様、形式変更及び製造中止が発生した場合は、速やかに発注者へ報告するとともに、必要に応じて同等品以上の救急資器材を提示すること。
- (4) 救急資器材の適切な管理を行い、品質の維持に努めること。
- (5) 救急資器材の需要把握に努め、世界または国内での需要増加が予測される場合や救急資器材の大幅な価格変動が予測される場合は、報告すること。
- (6) 受注者は、やむを得ない事情等（大規模災害、感染症の大流行等）により供給が遅延する場合は、その旨を発注者に速やかに報告し、供給に最善を尽くすとともに供給日程を示すこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者と受注者が協議して定めるものとする。